

東京電力値上げ問題について①

～特に事業報酬の点について～

2012.07.06

消費者委員会 東京電力問題WG外部有識者
弁護士 水上貴央

<http://www.ourplanet-tv.org/>

(7月9日夕方17時以降、こちらで本日の補足解説がご覧になれます)

【そもそも事業報酬とは何か？】

1. 東京電力は、事業報酬は利益ではないといった説明をすることがあるが、内部留保も配当も利息の支払いも、普通の会社では利潤から支払われるものであるから、その意味で、電気料金原価に計上された収益要素であることは間違いなく、“報酬≡儲け”である
2. 総括原価方式において、この事業報酬が認められる根拠は、資本コストであると説明される

<一言でいえば>

発電施設などの電力供給に必要な固定資産を形成するための資金を調達するのに必要な資本コスト

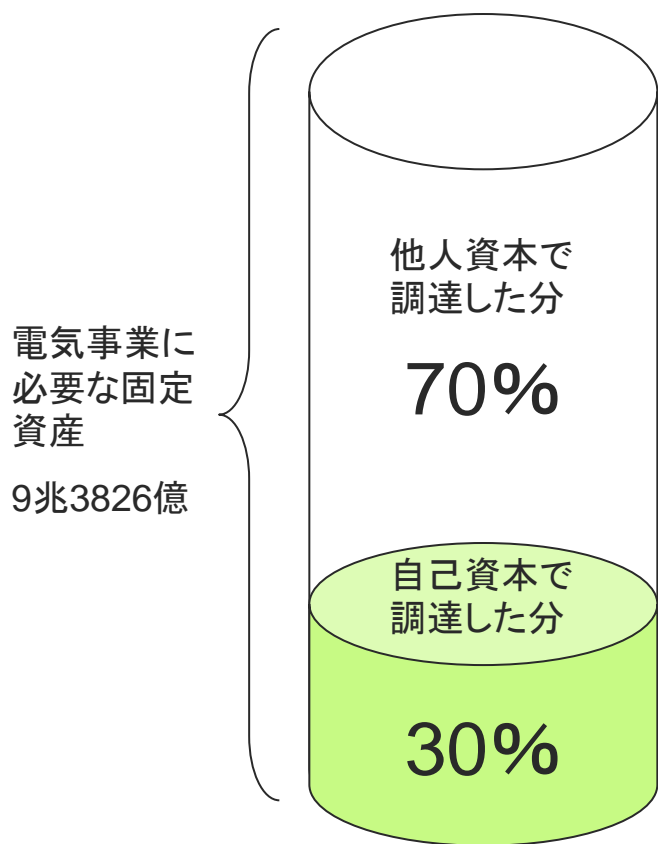
総括原価方式を前提にする場合、平時における資本コストの計上は妥当

1. 発電のために必要な固定資産(特定固定資産)を形成するために、資金を調達する方法は、株主から金を集めるか(自己資本)、誰かから借りるか(他人資本)しかない。⇒どちらにせよタダでは調達できない
2. 自己資本で調達する場合には、株主に、配当で還元するか、内部留保を積むことで株価が上がることで還元しなければ、株を引き受けてもらえない
3. 他人資本で調達する場合には、利息が発生する
4. 総括原価方式のように、コストから価格を決めるという方法を前提にした場合、資本コストも原価に含めること自体は合理的(総括原価方式の適否はともかく)

事業報酬の算定ルール

1. 事業報酬は、特定固定資産に事業報酬率（調達するお
金に約束すべき利回り）を掛けて算定される
2. 下記のルールは、いずれもフィクションとして設定
 - <ルール1> 資本構成は自己資本30%・他人資本70
%ということにする
 - <ルール2> 株主の期待利回りは6.32%とする（全
産業の期待利回りに東電の個別事情を勘案して算出）
 - <ルール3> 借金の利息は1.61%とする（全電力会
社の平均利子率）

事業報酬算定のイメージ



他人資本(借入や社債)で調達したことにしている分

6兆5678億

適正(だと主張する)利息支払い分

× 1.61%

他人資本報酬額

= 1057億

利息用に予め電力料金に転嫁

株主資本で調達したことにしている分

2兆8148億

株式資本の適正(だと主張する)利潤分

× 6.32%

自己資本報酬額

= 1778億

内部留保や投資用に予め電力料金に転嫁

明確なルールはないが、事業報酬から特別負担金を拠出するとの説明？

↑この構成比自体がフィクション⇒実際には自己資本比率 単体で5.6%

問題は、現在の東京電力において、従来の算定基準で事業報酬を認める是非

1. 東京電力は、国から2兆4000億円超の資金交付（法的返済義務はない）を受け、さらに1兆円の資本注入を受けることで、**形式的に資産超過となっている特殊な事業体**
2. **通常は破産処理となる財務状況**であり、株主も債権者も応分の責任を負うべき事情にも関わらず、原発事故被害者保護という政策目的から、それを免れている
3. 未曾有の原発事故という、**東電にも大きな帰責ある事情**によって、発電構成の変更を迫られ、**10%以上もの多額の値上げ**による消費者負担を申請している状況

東京電力の特殊事情を無視すべきではない。

<意見①>

自己資本報酬率は0%にすべき

1. 東京電力は実質債務超過であるから、株主が配当や内部留保によるリターンを期待できる状況にない
2. 特別事業計画上も今後3年間につき配当の予定はない
3. 1兆円の資本注入をした国(支援機構)についても消費者の負担で配当や内部留保による株価上昇益を主張すべきではない
4. 自己資本報酬とは、本来、株主の期待収益率の確保のために計上されるのだから、現状では0とすべき

現在の東京電力は、消費者に負担を転嫁したかたちで内部留保を行うことを許される状況にない

＜エネ庁・東電の反論①＞

6月12日付エネ庁資料7頁より

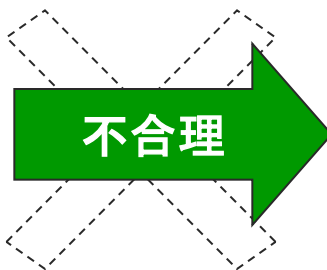
1. ○電気事業法は企業の経営形態如何に関わらず、他の電気事業者と同様の方法により料金を算定することが求められる。また、国からの融資か出資があったか否かで算定方法を変えるとといった議論は、従来も、電気料金制度・運用に係る有識者会議でも行われていない。電気事業者には、電気の使用者の利益を阻害することがないように予め設定されたルールに従って料金を算定することが求められており、恣意的に特定個社のために当該ルールを変更することはできない。また、今回の料金改定申請も予め設定された省令、審査要領を前提に行われており、事後的に算定方法を変更することはできない。
2. ○なお、公営企業である水道事業においては、事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額として「資産維持費」を計上しており、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定することが、水道料金算定要領において定められている。
3. ○鉄道事業においても、国が株式を100%保有するJR北海道、四国、九州については、自己資本報酬相当を同一の算定方式により10%配当所要率(11%)とすることが求められている。その他のJR各社及び大手民鉄は、公社債利回りと全産業の自己資本利益率と10%配当所要率の単純平均となっている。

＜再反論①－1＞

エネ庁・東電の反論はいずれも非合理

＜反論①＞

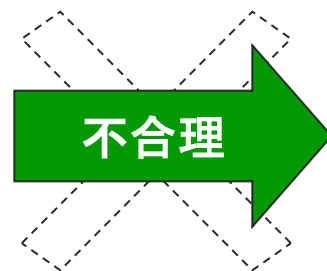
省令や審査要領で計上のルールが決まっている(形式論)



①大幅な事情変更が存在。
②形式的ルールは、電力会社の恣意的値上げを防ぎ、消費者を守るために存在。形式を盾に、消費者に不利益を押しつけることは許されない

＜反論②＞

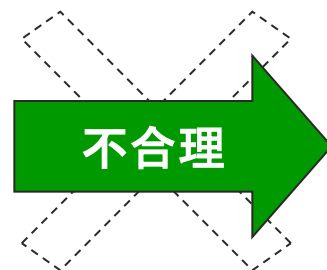
水道事業者も資産維持費の計上が認められている



東電は修繕費を別途計上しており、また事業報酬は資本コスト⇒関連性に乏しい反論

＜反論③＞

JR北海道・四国・九州なども事業報酬が認められている



これら3社は赤字路線を抱えた営業赤字企業。今回の事故により経営危機に陥った東電とは全く事情が異なる

＜エネ庁・東電の反論①－2＞ 6月12日付エネ庁資料10頁より

○今回の原子力損害賠償支援スキームにおいては、①個別の各原価の項目において、料金設定時以降、東京電力による経営効率化が行われた場合に生じた原価と実績の差分、②公的資金を投入した原子力賠償支援機構だけでなく既存の株主も含め配当が行われないことや金融機関による協力の結果生じた事業報酬と資金調達コストの差分については、最大限、東京電力の利益でなく、特別負担金として機構を通じて国庫に納付されることになる。

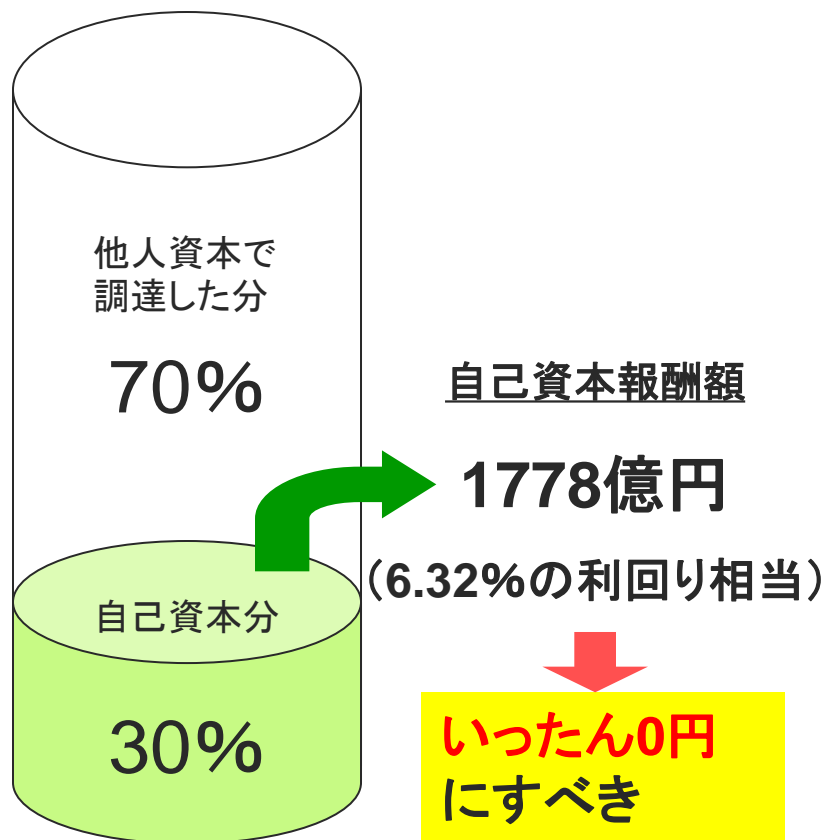
東電・エネ庁は事業報酬が“最大限”特別負担金の原資になると説明しているようにも読めるが

＜再反論①－2＞特別負担金の拠出と 事業報酬の間には、明確な関係がない

1. 自己資本報酬相当額を特別負担金として拠出することを明示するルール等は設定できないとの説明⇒「今後の投資も必要なので？」
2. 支援機構法52条の枠組みでは、事業報酬が直接的に特別負担金の原資になっていない⇒“電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において”
3. そもそも現在、特別負担金の拠出計画さえ明確に定まっていない状態

被害者救済のためには事業報酬の計上が必要という主張は、消費者へのミスリード

＜小括①＞現時点で、自己資本報酬を 電力料金原価に入れるべきでない



↑この構成比自体がフィクション

理由①

現実に配当の予定はなく、株主が内部留保蓄積を期待できる状況にも無い

理由②

消費者に責任なく棄損した資本を回復する原資を、全面的に消費者負担で賄うことは不合理

理由③

自己資本報酬が特別負担金に回るルールも、明確な約束も存在していない

理由④

東電の特殊事情に鑑みれば、普通の電力会社と同じ算定ルールを形式適用すべきでない

＜意見②＞

他人資本報酬率は1%強程度とすべき

1. 現在の東京電力は、**本来、国の支援なく自力で資金調達できる状況にはない**
2. 実際に、金融機関は東電への融資に“家庭向け電気料金の値上げ”や“原発再稼働”“国の支援継続”などの条件を付けているとの報道(朝日新聞6月14日)
3. エネ庁の説明でも、**東京電力が国の保証等なく、資金調達する際の利息は1.61%よりもむしろ高くなるはず**とのこと(5月29日消費者委員会)
4. しかし、**消費者の立場からすれば、金融機関への利息支払いコストによる値上げは、極小化すべき**

＜エネ庁・東電の反論②＞

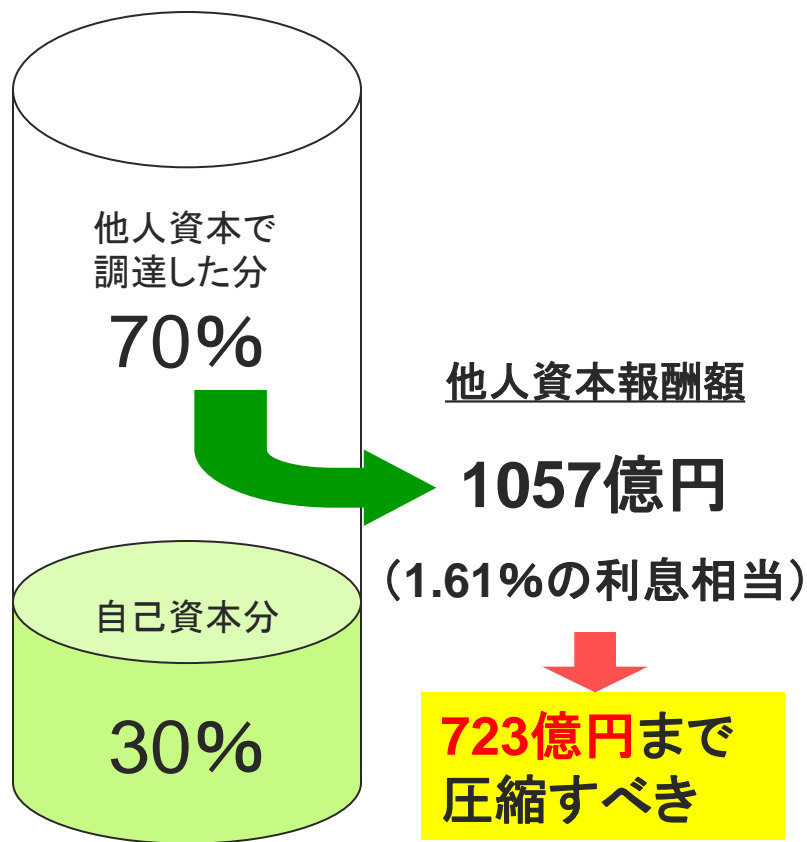
5月29日消費者委員会議事録より

- 金融機関については、残高を維持し、なおかつ追加の融資を求めるということになっております。これだけ財務状況が悪化する中で、金利を極力抑えてということではありますが、**従来よりは上がるという方向に通常は効いてきます。したがって、金融機関に対する金利は相当抑えるものの、少なくとも従来程度には発生してくるということでありまして、これは、政府保証をせずに金融機関から借入をしている、それがとりもなおさず債権者の責任を果たしてもらっているというわけです。そういうことですので、今までの東京電力の借入金全部について国が政府保証をするわけでは決してありません。**

＜再反論②＞金融機関への利息増加分を直接消費者に転嫁するのは不合理

1. まず、債権者は東京電力の“実質経営破たん”に際して全く「貸し手責任」を負っていない
2. それに加え、さらに今後の東京電力の信用リスク増にともなう利息増加分についても、消費者の完全に転嫁することは、適切な負担分担の観点から不合理
3. 自己選択権の無かった消費者の負担は極小化すべきであり、国の債務保証によって他人資本コストを小さくする選択肢がある以上、それを前提とした他人資本コストの限度でしか、電力料金の原資にはできないはず

【 <小括②> 他人資本報酬は国の信用力を前提にした額まで引き下げるべき 】



↑この構成比自体がフィクション

理由①

現在、既に金融機関は、国の支援前提なく、東京電力単独の信用力で金を貸せる状況にはない

理由②

貸し手責任を負っていない金融機関の利息収入を、無過失の消費者が全面的に負うのは不合理

理由③

他人資本報酬と実際の支払利息の差額をどのように特別負担金とするかのルールもやはり未確定

理由④

多くとも、消費者負担に転嫁できる利息分は、国債の利息相当額(+若干程度)が限度

＜意見③＞少なくとも、今回の値上げでは事業報酬を極小化すべき

1. 特別負担金の拠出計画も、事業報酬額と特別負担金の相関性についての明確なルールもなく、まず値上げありきという議論では、消費者は納得できない
2. 今後、これらの明確なルール化に加え、より本質的な株主・債権者・国民・消費者間の負担分担の考え方について国民的な議論を行い、あるべき消費者負担の範囲について合意形成することが必要
3. そのためには1~2年の議論が必要であることから、少なくとも、議論未了の今回の値上げ申請においては、事業報酬額は極小化しなければならない

“まず値上げありき”の議論は許されない ⇒2～3年をかけて国民的議論を

今回の値上げ申請



次回の料金申請に向けて

↑10.28% ⇒ ↑5~6%程度か

値上げ幅を極小化



↑??%

1～2年間の国民的議論を前提



1. 特別負担金の拠出計画もルールも無い
2. 株主・債権者・国民・消費者のあるべき負担配分についての十分な議論も無い
3. 実質国有化された東京電力において、普通の電力会社の事業報酬算定ルールを形式適用して良いかの十分な議論も無い

1. 選択権の無い消費者が、一方的に東電処理の負担を負わされることの正当性の国民的議論
2. 損害賠償額の全貌共有、特別負担金拠出計画の明確化
3. 東電の徹底的なリストラの実績の確認、十分性の評価
4. 東電処理の基本方針自体に無理が無いかについての確認

＜結論＞事業報酬率は1%以下、事業報酬額2092億円を原価不算入とすべき

1. 自己資本報酬率を0%、他人資本報酬率を1.1%とすれば、トータルの事業報酬率は、0.77%となる
2. その場合、2815億円が現在計上されている事業報酬額は、723億円まで圧縮できる計算になるから、2092億円が電気料金原価から除外できる
3. すると、**事業報酬の削減だけからも、規制部門の値上げ幅は、7%程度まで圧縮できるはずである**
4. 最低限、「**自己資本報酬**」を「**特別負担金拠出勘定**」とし、**特別負担金と明確に紐付けし、事後的にも中立機関の検証**を受けることが約束されない限り、自己資本報酬の電気料金への計上を認めるべきではない

＜その他①＞委託費は2割削減ベース でのみ電力料金原価に計上すべき

1. 東電の説明では委託費・修繕費の関係では、**現在85%が随意契約であるところ、それを70%まで引き下げる**とのこと
2. しかし、東電の実態に鑑みれば、むしろ90%以上を競争入札とすべき
3. **委託費・修繕費のうち少なくとも20%を原価不算入とすることで、初めて、東電に真のコスト削減努力を促せる(30%削減できれば10%分は利益として良い)**

＜その他②＞他電力の原発からの買電費用は徹底した情報開示が必要

1. 1000億円超の他電力からの買電費用は、買取契約の存在から、自動的に原価繰入が肯定されるものではない
2. 契約内容等の全面開示が計上の必要条件であり、その上で、当該契約により生じた費用を、現状において消費者に転嫁することが妥当か否かという観点から、徹底的な精査が必要